

第124期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

○事業報告

業務の適正を確保するための体制および 当該体制の運用状況の概要	・・・ 1 頁
会社の支配に関する基本方針	・・・ 6 頁

○連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	・・・ 7 頁
連結注記表	・・・ 8 頁

○計算書類

株主資本等変動計算書	・・・ 15 頁
個別注記表	・・・ 16 頁

「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nitten.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

日本甜菜製糖株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他株式会社の業務並びに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の
業務の適正を確保するために必要な体制の整備」（いわゆる内部統制システムの構
築）の基本方針および当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであり
ます。

（１）取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制

① 取締役および使用人は、「開拓者精神を貫き、社会に貢献しよう。」の社是の
もと、「企業行動指針」およびその「実行の手引き」を行動規範として、誠実に職
務を執行しなければならない。

② コンプライアンス体制の構築は、企業行動委員会において行う。

必要に応じ、各部門において所管業務に係るガイドラインを策定し、コンプラ
イアンスの推進を図るものとする。

③ 取締役は、取締役会において自らの職務執行状況を適切に報告するととも
に、各取締役の職務の執行を相互に監視・監督する。

重大な法令・定款違反の事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告しなけ
ればならない。

取締役会においては、内部統制に関する事項を定例的議題として取り扱うこと
とし、継続的に改善を実施するものとする。

④ 監査役は、内部統制システムの有効性について監査を行う。

重大な法令・定款違反の事実を発見した場合は、速やかに代表取締役または取
締役に報告しなければならない。

⑤ 内部監査部門は、内部統制構築のモニタリングを行い、法令遵守体制の整備
状況を検証するものとする。

⑥ 通報相談窓口を社内外に設置し、これを適切に運用し、自ら不正を正す環境
を整備するものとする。

（２）損失の危険の管理に関する体制

① リスク管理体制の構築は、リスク管理推進委員会で行うこととする。

② リスク管理は、各部門が所管業務のリスクを管理することを基本とする。

取締役および使用人は、リスクを最小限に止めるため、各業務規程、事務実施要領（マニュアル）等に定める手順により、業務を執行しなければならない。

- ③ 内部監査部門は、実地監査を通じリスク管理体制の整備状況を検証するものとする。
- ④ 万一、不測の事態が発生した場合には、危機管理委員会を開催し、社長を本部長とする緊急対策本部を設置して、迅速な対応を行い、損失を最小限に止めることとする。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として毎月１回開催する。また、必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行うこととする。
- ② 取締役および執行役員は、経営会議を開催し、当社経営に関する重要事項について報告、審議を行うこととする。
- ③ 経営戦略上の重要事項については、テレビ会議システム等を利用して役員連絡会を開催し、あらかじめ十分な検討を行うことにより、取締役会の効率的な運営を図る。

また、役員連絡会においてコンプライアンスおよびリスク管理に関する事項について随時検討を行い、内部統制システムの構築を機動的に行うこととする。

- ④ 取締役会の決定に基づく業務執行は、事務分掌規程、職務権限規程、会議体規程および各業務規程等を通じ定められた執行手続に従い、適正かつ効率的に行わなければならない。
- ⑤ 取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した３名以上の取締役から成る委員で構成し、その過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員の指名・報酬等の決定に係る公平性、透明性および客観性を高める。

（４）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程および文書保存年限規程に基づき、保存する。
- ② 取締役会議事録は永久保存とし、１０年間本社に備え置き、閲覧の用に供する。
- ③ その他の文書の保存は、文書保存年限規程において定める文書毎の標準保存年限による。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「企業行動指針」の遵守をグループ会社に適用することにより、企業集団における業務の適正を確保することとする。
- ② グループ会社は、企業行動委員会、リスク管理推進委員会等の内部統制会議に出席し、コンプライアンスおよびリスク管理に関する体制の整備を図るものとする。
- ③ グループ会社の経営管理は、グループ会社担当部署を通じて行い、自主性を損なわない範囲内で、経営指導を行うこととする。
- ④ グループ会社の職務の執行は、各種規程を通じ定められた執行手続に従い、適正かつ効率的に行わなければならない。
- ⑤ 監査役は、グループ会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施するものとする。
- ⑥ 当社の内部監査部門は、グループ会社の内部監査を実施する。
- ⑦ 当社取締役が、グループ会社における法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、速やかに当社監査役に報告しなければならない。
- ⑧ グループ会社において、当社からの経営管理、経営指導内容が法令・定款に違反すると判断した場合は、速やかに当社監査役に報告するものとする。
- ⑨ 当社取締役会において、グループ会社に関する事項を定例的議題として取り扱い、担当取締役がグループ会社における取締役等の職務の執行に係る事項について報告するものとする。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役から、職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ、当社使用人から監査役補助者を任命することとする。
監査役補助者の任命、解任、人事異動は、監査役会の同意を得たうえで、代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ② 監査役補助者は、内部監査担当部署を除き、原則として業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- ③ 監査役補助者は、監査役が指示した補助業務については、監査役の指揮命令に従うものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、会社の業務または業績に重要な影響を与える事項について、監査役に速やかに報告するものとする。
- ② 前項にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ③ 通報相談窓口を適切に運用することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ④ グループ会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、グループ会社の業務または業績に重要な影響を与える事項について、速やかに当社監査役に報告するものとする。
- ⑤ 監査役へ報告を行ったこと、または通報相談窓口により通報を行ったことを理由に不利益な取り扱いをしてはならない。

(8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役と代表取締役は、定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるものとする。
- ② 監査役と会計監査人は、定期的に会合をもち、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるものとする。
- ③ 監査役と内部監査部門が緊密な連携を保つことにより、効率的かつ実効的な監査を実施することとする。
- ④ 監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務執行については、取締役会を15回開催し、法令・定款に定められた事項および経営に関する重要事項を審議決定するとともに、各取締役から職務執行に関する報告を受け、相互に職務執行の監督を行っております。また、経営および各業務運営管理に関して報告・審議するために取締役および執行役員で構成される経営会議を原則月1回開催する他、役員連絡会を都度、開催し、取締

役および執行役員の具体的な職務執行状況、内部統制に関する事項、経営上の重要な事項等の検討を行っております。

また、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスに社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、公平性、透明性および客観性を担保し、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図っております。

② 監査役会の職務執行については、監査役会を10回開催し、監査方針および監査計画を協議決定し、これに基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的に情報交換・意見交換を行い、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備状況等を確認しております。

③ 内部監査については、内部監査室が、財務報告に係る内部統制の有効性評価を含め、監査計画に基づいて監査を行っております。

④ 法令遵守、リスク管理等については、企業行動委員会、リスク管理推進委員会等を定期的に開催し、コンプライアンスに対する意識向上を図るとともに、危機管理における具体的な対応について検討を行っております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、「開拓者精神を貫き、社会に貢献しよう。」の社是のもと、北海道寒地農業の振興と国内甘味資源自給率確保の社会的使命を企業理念として、主業のビート糖事業を中心に公益性の高い事業を営んでおります。

甜菜（ビート）は、北海道の畑作農業において欠くことのできない基幹作物の一つであり、ビート糖事業には原料生産者をはじめ多くのステークホルダーが存在しており、企業利潤追求の枠を超えて、長期的かつ安定的に事業を継続することが求められております。

ビート糖事業は、天候に大きく左右されることはもとより、砂糖の国際価格の変動や、WTO（世界貿易機関）、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等、様々な国境措置の帰趨に大きく影響を受ける状況となっており、今後予想される厳しい企業環境を見据え、財務体質の強化と事業基盤の拡大を図っていかねばなりません。

したがって、当社は、当社の財務および事業の決定を支配する者は、事業の社会性を考慮したうえ、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

一方、利得権益獲得のみを追求して大量買付け行為を行う者、あるいは中長期的な経営方針に関する情報を充分提供せずに大量買付け行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

なお、「会社を支配する者のあり方」は、最終的には、当社の経営基本方針と大量買付け行為を行う者の経営方針を勘案のうえ、株主の皆様の判断により決定されるべきものと考えておりますので、現時点では具体的な買収防衛策は導入いたしません。

ただし、株主の皆様が判断するに当たり、大量買付け行為を行う者が、必要な時間と十分な情報を提供しない場合などは、相当な対抗措置を講ずる必要がありますので、買収防衛策の導入について今後とも検討を続けてまいります。

連結株主資本等変動計算書

（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	8,279	8,418	43,663	△2,630	57,730
会計方針の変更による 累積的影響額			△2		△2
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	8,279	8,418	43,660	△2,630	57,727
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△700		△700
親会社株主に帰属する当期純利益			1,975		1,975
自 己 株 式 の 取 得				△910	△910
自 己 株 式 の 処 分		△2		12	10
株主資本以外の項目の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△2	1,274	△898	374
当 期 末 残 高	8,279	8,416	44,934	△3,528	58,101

	その他の包括利益累計額				純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	10,389	3	338	10,731	68,462
会計方針の変更による 累積的影響額					△2
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	10,389	3	338	10,731	68,459
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△700
親会社株主に帰属する当期純利益					1,975
自 己 株 式 の 取 得					△910
自 己 株 式 の 処 分					10
株主資本以外の項目の変動額（純額）	△1,021	△0	107	△914	△914
連結会計年度中の変動額合計	△1,021	△0	107	△914	△540
当 期 末 残 高	9,367	3	446	9,816	67,918

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 4社
連結子会社の名称 十勝鉄道株式会社、スズラン企業株式会社、ニッテン商事株式会社
サークル機工株式会社

(2) 非連結子会社の名称

士別スズランファーム株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称 とから飼料株式会社

関門製糖株式会社は、当連結会計年度において株式を売却したことにより持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

(非連結子会社)

士別スズランファーム株式会社

(関連会社)

てん菜原料糖株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

ホクト商事株式会社

関連会社としなかった理由

当社の100%子会社であるニッテン商事株式会社は当該他の会社の議決権の22.7%を所有しておりますが、経営に参加していないことから、財務及び経営方針について全く影響を与えておらず、かつ、同社の仕入取引において上記子会社との取引割合も僅少であるためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び製品、仕掛品

主として総平均法

原材料及び貯蔵品

月別総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の取立不能に備えるため下記のとおり計上しております。

一般債権

貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権等

財務内容評価法によっております。

② 役員退職慰労引当金

連結子会社の役員退職慰労金の支出に備えるため、会社所定の基準に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、主力の砂糖を始め、イースト、オリゴ糖等食品素材、配合飼料、紙筒、農業機材等の販売を行っております。通常、各製品の顧客への納品時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該製品の顧客への納品時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、対価は製品の納品後、通常、短期のうちに受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、一部の取引において、製品の販売促進を目的として、製品の販売数量等に基づき一定のリベートを顧客に支払いしており、支払金額又は支払が見込まれる金額は取引価格より減額しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

II. 会計方針の変更等に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社及び連結子会社は、商品又は製品の販売において、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、顧客に納品した時点で収益を認識する方法に変更しております。また、販売奨励金・リベート等の顧客に支払われる対価は、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」にそれぞれ区分表示しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が2百万円減少しております。当連結会計年度の売上高が2,898百万円、売上原価が927百万円、販売費及び一般管理費が1,883百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ87百万円減少しております。

2. 時価算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

前連結会計年度において区分掲記しておりました「長期預り保証金」(当連結会計年度623百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては固定負債の「その他」に含めて表示しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

紙筒事業の製品 165百万円

棚卸資産の評価基準は、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっており、正味売却価額は、直近の取引実績に基づき、今後も販売可能であると仮定した上で決定しております。

当該見積りは、将来の得意先の需要動向の変化などにより高い不確実性を伴い、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,750	百万円
土地	65	百万円
投資有価証券	2,782	百万円
計	5,598	百万円

(2) 担保に係る債務

預り敷金保証金	1,029	百万円
長期借入金（一年内返済予定を含む）	360	百万円
従業員預り金	1,775	百万円
計	3,165	百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 76,973 百万円

3. 固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額
 国庫補助金等の受入によるもの 5,630 百万円

4. 保証債務

関連会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

とかち飼料株式会社 675 百万円

5. 非連結子会社及び関連会社に対する投資

各科目に含まれている関連会社に対するものは次のとおりであります。

投資有価証券(株式) 223 百万円
 （うち、共同支配企業に対する投資の金額 3 百万円）

V. 連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 598 百万円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,325,642 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通 株式	700	50	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 674 百万円

②1株当たり配当額 50 円

③基準日 2022年3月31日

④効力発生日 2022年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替取引等であり、社内規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	19,258	19,258	-
資産計	19,258	19,258	-
長期借入金（1年内返済予定を含む）	360	360	△0
負債計	360	360	△0
デリバティブ取引（*3）	5	5	-

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「有価証券」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決算されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額550百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

固定金利によるものの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似するため当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸商業施設を所有しております。なお、その一部を当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	6,662	19,983
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	2,302	3,164

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 5,037 円 45 銭
 2. 1株当たり当期純利益 141 円 76 銭

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	砂糖	食品	飼料	農業資材	不動産	計		
顧客との契約から生じる収益	37,809	2,350	11,253	4,228	-	55,641	1,252	56,893
その他の収益	-	-	-	-	1,549	1,549	49	1,598
外部顧客への売上高	37,809	2,350	11,253	4,228	1,549	57,191	1,301	58,492

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貨物輸送、石油類の販売及びスポーツ施設・書店の営業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「4. 会計方針に関する事項」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

XI. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	種類	場所	減損損失
イースト製造施設	機械装置等	北海道清水町	414 百万円
調整泥炭製造施設	土地	北海道豊富町	20 百万円
遊休資産	土地	北海道砂川市他	38 百万円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

イースト事業及び調整泥炭事業については、計画に比べて利益の実現に遅れが生じていることから、将来キャッシュ・フローの見直しを行った結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。

遊休資産については、今後の使用が見込まれないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。

(3) 減損損失の内訳

(単位：百万円)

種類	金額
建物及び構築物	92
機械装置	312
その他の有形固定資産	4
土地	59
無形固定資産	5
合計	473

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、原則として、事業用資産について事業部門別に区分し、賃貸用不動産及び遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

イースト製造施設の回収可能価額については使用価値を使用しており、将来キャッシュ・フローを見込めないことから帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

調整泥炭製造施設の回収可能価額については収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.0%で割り引いて算定しております。

遊休資産については主に正味売却価額を使用しており、土地については固定資産税評価額を基に算定しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 利 余 金	資 利 余 本 金 計	利 準 備 益 金	そ の 他 利 余 金	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	8,279	8,404	13	8,418	2,069	35,062	37,132
会計方針の変更による 累積的影響額						△2	△2
会計方針の変更を 反映した当期首残高	8,279	8,404	13	8,418	2,069	35,060	37,129
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△700	△700
当期純利益						2,300	2,300
自己株式の取得							
自己株式の処分			△2	△2			
株主資本以外の項目の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	△2	△2	—	1,599	1,599
当 期 末 残 高	8,279	8,404	11	8,416	2,069	36,659	38,729

	株主資本		評価・換算差額等			純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△2,630	51,200	10,001	3	10,005	61,205
会計方針の変更による 累積的影響額		△2				△2
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△2,630	51,197	10,001	3	10,005	61,202
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△700				△700
当期純利益		2,300				2,300
自己株式の取得	△910	△910				△910
自己株式の処分	12	10				10
株主資本以外の項目の変動額(純額)			△1,006	△0	△1,007	△1,007
事業年度中の変動額合計	△898	699	△1,006	△0	△1,007	△307
当 期 末 残 高	△3,528	51,896	8,994	3	8,998	60,895

(注) その他利益剰余金の内訳については、下記のとおりであります。

	配当準備 積立金	設備拡張 積立金	買換資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	そ の 他 利益剰余金 計
当 期 首 残 高	2,700	1,200	1,966	42	18,516	10,637	35,062
会計方針の変更による 累積的影響額						△2	△2
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,700	1,200	1,966	42	18,516	10,634	35,060
事業年度中の変動額							
取 崩 積 立			△30	△9		39	—
剰余金の配当						△700	△700
当期純利益						2,300	2,300
事業年度中の変動額合計	—	—	△30	△9	—	1,639	1,599
当 期 末 残 高	2,700	1,200	1,936	32	18,516	12,274	36,659

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(1) 商品及び製品、仕掛品

総平均法

(2) 原材料及び貯蔵品

月別総平均法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の取立不能に備えるため、下記のとおり計上しております。

一般債権

貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権等

財務内容評価法によっております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとして

おります。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主力の砂糖を始め、イースト、オリゴ糖等食品素材、配合飼料、紙筒、農業機材等の販売を行っております。通常、各製品の顧客への納品時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該製品の顧客への納品時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、対価は製品の納品後、通常、短期のうちに受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、一部の取引において、製品の販売促進を目的として、製品の販売数量等に基づき一定のリベートを顧客に支払いしており、支払金額又は支払が見込まれる金額は取引価格より減額しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II. 会計方針の変更等に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社は、商品又は製品の販売において、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、顧客に納品した時点で収益を認識する方法に変更しております。また、販売奨励金・リベート等の顧客に支払われる対価は、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が2百万円減少しております。当事業年度の売上高が2,823百万円、売上原価が859百万円、販売費及び一般管理費が1,876百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ87百万円減少しております。

2. 時価算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44項－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

前事業年度において区分掲記しておりました「長期預り保証金」（当事業年度581百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては固定負債の「その他」に含めて表示しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

紙筒事業の製品 165百万円

棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、正味売却価額は、直近の取引実績に基づき、今後も販売可能であると仮定した上で決定しております。

当該見積りは、将来の得意先の需要動向の変化などにより高い不確実性を伴い、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,750	百万円
土地	65	百万円
投資有価証券	<u>2,782</u>	百万円
計	5,598	百万円

(2) 担保に係る債務

預り敷金保証金	1,029	百万円
長期借入金（一年内返済予定を含む）	360	百万円
従業員預り金	<u>1,775</u>	百万円
計	3,165	百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 73,518 百万円

3. 固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

国庫補助金等の受入によるもの 5,590 百万円

4. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

とかち飼料株式会社 675 百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,655	百万円
短期金銭債務	3,332	百万円
長期金銭債務	16	百万円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,177 百万円

仕入高 7,254 百万円

営業取引以外の取引高 31 百万円

2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 629 百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

保有する自己株式数 普通株式 1,842,873 株

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与 227 百万円

退職給付引当金 1,524 百万円

償却費限度超過額 13 百万円

その他 496 百万円

繰延税金資産小計 2,262 百万円

評価性引当額 △ 152 百万円

繰延税金資産合計 2,109 百万円

(繰延税金負債)

買換資産圧縮積立金 △ 853 百万円

その他有価証券評価差額金 △ 3,951 百万円

その他 △ 300 百万円

繰延税金負債合計 △ 5,105 百万円

繰延税金負債の純額 △ 2,996 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ニッテン商事㈱	所有 直接100%	当社製品の一部を販売委託等、ニッテン商事㈱から商品の一部を購入。役員の兼任2名。	代理店販売手数料の支払 (注1、2)	83	未払費用	12
				資金の借入 (注3)	1,100	短期借入金	1,100
子会社	十勝鉄道㈱	所有 直接100%	当社製品、原材料の一部を運送・保管、当社の土地、十勝鉄道㈱の設備の一部を賃貸借。役員の兼任2名。	資金の借入 (注3)	1,750	短期借入金	1,750

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 代理店販売手数料は、市場の実勢価格を勘案して決定しております。
2. ニッテン商事に対しては、当社製品の販売を委託しており、これにより支払っている代理店販売手数料を注記しております。
3. 借入利率については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社	㈱明治フードマテリア (注1)	所有 直接4.96% 被所有 直接0.42%	当社製品の一部を販売委託等、㈱明治フードマテリアから商品の一部を購入。役員の兼任1名。	代理店販売手数料の支払 (注1、2、3)	315	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ㈱明治フードマテリアは、当社の主要株主である明治ホールディングス㈱の子会社であります。明治ホールディングス㈱は当社株式を一部売却したため2022年2月25日をもって当社の主要株主に該当しなくなりました。そのため㈱明治フードマテリアは当社の関連当事者に該当しなくなりました。取引金額は同月までの取引高を記載しております。
2. 代理店販売手数料は、市場の実勢価格を勘案して決定しております。
3. 明治フードマテリアに対しては、当社製品の販売を委託しており、これにより支払っている代理店販売手数料を注記しております。

IX. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表と同一の内容であるため、注記を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 4,516 円 51 銭
2. 1株当たり当期純利益 165 円 10 銭